

さいたま市『ふるさと応援』寄附のご案内

さいたま市では市民一人ひとりが更なるしあわせを実感できるまちづくりを進めるため、多様な変化に対応できる持続可能な都市を目指すとともに、本市の有する多彩な地域資源を生かした「さいたま市らしさ」の創出に取り組んでいます。

さいたま市のために何か貢献したい、さいたま市が大好きという気持ちを表したい、そんな熱い思いをお持ちの皆様に、本市のサポーターとして「寄附」という形で応援をいただき、さいたま市をさらに素敵なまちにしていきたいと考えております。

皆様からお預かりした大切な寄附金は、市民の皆様の身近で大切な事業のために活用させていただきます。

また、寄附金の受入れ状況、活用方法につきましても定期的に公表してまいります。

1 寄附の種類について

寄附の種類は、①**指定寄附**（分野別寄附・基金別寄附）と②**一般寄附**があります。指定寄附の詳細はパンフレットの裏面をご覧ください。

寄 附 の 種 類		説 明
① 指定寄附	(1) 分野別寄附	市の総合振興計画の7つの施策分野から、応援したい事業を指定していただく寄附です
	(2) 基金別寄附	応援したい基金を指定していただく寄附です
② 一般寄附		用途を指定せず、市政全般に活用させていただく寄附です

2 寄附の手続きについて

寄附の手続きの方法は、以下の2つがあります。

①ポータルサイト「Yahoo!ふるさと納税」からの寄附

ヤフー株式会社が運営する、ふるさと納税のポータルサイト「Yahoo!ふるさと納税」から寄附の手続きができます。手続きの方法はYahoo!ふるさと納税をご覧ください。

※ Yahoo!ふるさと納税：<http://furusatonouzei.yahoo.co.jp/>

※ Yahoo!ふるさと納税のさいたま市のページ：

<http://furusatonouzei.yahoo.co.jp/list/11100/B75>

②寄附申出書による寄附

寄附申出書に必要事項を記入し、郵送、FAX、電子メール、直接持参のいずれか

の方法で財政課にご提出ください。ふれあい福祉基金、市民活動及び協働の推進基金につきましては、基金の所管課（パンフレット裏面をご覧ください）が提出先となりますので、ご注意ください（ふれあい福祉基金については、各区役所の福祉課で申込みができます）。寄附申出書はパンフレットに添付されているほか、さいたま市のホームページからダウンロードすることができます。

【※】寄附申出書は以下のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.saitama.jp/006/007/008/001/002/p006440.html>

【※】財政課に提出する場合の提出先は、以下のとおりです。

（郵送）〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市財政局財政部財政課 宛

（FAX）048-829-1974

（電子メール）zaisei@city.saitama.lg.jp

（直接持参）さいたま市役所3階財政課窓口までご持参ください

3 寄附金の納付について

寄附金の納付方法は、以下の3つがあります。

①クレジットカードによる納付（Yahoo!ふるさと納税からの寄附のみ）

Yahoo!ふるさと納税から寄附を申し込む場合はクレジットカードで寄附金を納付することができます。寄附の申込みに引き続き、クレジット決済の手続きを行ってください。手数料はかかりません。

②納付書による納付

寄附申出書による申込みで寄附の方法として「納付書」を選択された場合は、本市から納付書を送付いたしますので、納付書に記載されている金融機関で納付してください。手数料はかかりません。

【※】納付書で納付することのできる金融機関は以下のとおりです（一部変更となる場合がありますのでご了承ください）。

埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、山形銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、東京都民銀行、第四銀行、北越銀行、八十二銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SMBC信託銀行、新生銀行、きらやか銀行、福島銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行、東京スター銀行、大光銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、飯能信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、巢鴨信用金庫、商工組合中央金庫、あすか信用組合、中央労働金庫、さいたま農業協同組合、南彩農業協同組合

③銀行振込による納付

寄附申出書による申込みで寄附の方法として「銀行振込」を選択された場合は、本市から振込先の口座番号をE-mail または郵送でご連絡いたしますので、お近くの金融機関でお振込みください。なお、振込手数料は、寄附をされる方のご負担となりますので、ご了承ください。

納付時に交付される領収書（銀行振込の場合は入金を確認後、市から送付します）やクレジットカードにより納付された場合に市から送付する寄附金受領証明書は、税制上の優遇措置を受けるための手続き（確定申告等）に必要となりますので、大切に保管してください。（「4 税制上の優遇措置について」参照）

4 税制上の優遇措置について

都道府県・市区町村に寄附をした方は、税制上の優遇措置を受けることができます。

（1）「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を提出した場合

※ 領収書や寄附金受領証明書など、寄附金を納付したことを証明する書類を添付する必要があります。

①所得税の寄附金控除（所得控除）

寄附金額に応じて、寄附をした年分の所得金額から控除することができます。

所得金額から控除される金額は、 $(\text{寄附金額} - 2,000\text{円})$ です。

したがって、税額が軽減される額（復興特別所得税含む）は、

$\text{ア } (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税の限界税率} \times 1.021$ となります。

※ 寄附金額は、総所得金額等の合計額の40%が限度です。

※ 限界税率とは、寄附金控除を申告する方に適用される所得税の最も高い税率を指します。

②住民税の寄附金税額控除

寄附金額に応じて、寄附をした年の翌年度に課税される住民税の所得割額から一定限度額まで控除されます。

控除される金額（税額が軽減される額）は、次のイとウの合計額です。

イ $(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 10\%$ [市民税6%・県民税4%]※

※政令指定都市にお住まいの方は市民税8%・県民税2%です。

ウ $(\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{限界税率} \times 1.021)$

※ イの寄附金額は、総所得金額等の合計額の30%が限度です。

※ ウの額は、住民税の所得割額の20%が限度です。

- ※ 都道府県・市区町村以外への寄附がある場合は、計算方法が異なる場合があります。
- ※ 限界税率とは、寄附金税額控除を申告する方に適用される所得税の最も高い税率を指します。ただし、実際の住民税の計算においては異なる場合がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(2) ワンストップ特例制度の適用を受ける場合

次の①から③の条件にすべて当てはまる場合、確定申告を行うことなく、(1)の場合と同程度の額が住民税から控除される「ワンストップ特例制度」が平成27年4月から開始されました。

《条件》

- ① 「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」又は「市民税・県民税申告書」の提出を要しない方（提出を要しない方であっても、医療費控除等の適用を受けるため「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」又は「市民税・県民税申告書」を提出した場合は、この特例制度の対象外となります。）
- ② 寄附をした都道府県・市区町村の数が5以下である方
- ③ 寄附をした都道府県・市区町村に申告特例申請書を提出した方

住民税から控除される金額は、次のエとオとカの合計額です。

$$\text{エ} \quad (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times 10\% \quad [\text{市民税}6\% \cdot \text{県民税}4\%]$$

※政令指定都市にお住まいの方は市民税8%・県民税2%です。

$$\text{オ} \quad (\text{寄附金額} - 2,000\text{円}) \times (90\% - \text{限界税率} \times 1.021)$$

$$\text{カ} \quad \text{オ} \times (\text{限界税率} \times 1.021) \div (90\% - \text{限界税率} \times 1.021)$$

- ※ エの寄附金額は、総所得金額等の合計額の30%が限度です。
- ※ オの額は、住民税の所得割額の20%が限度です。
- ※ 都道府県・市区町村以外への寄附がある場合は、計算方法が異なる場合があります。
- ※ 限界税率とは、寄附金税額控除を申告する方に適用される所得税の最も高い税率を指します。ただし、実際の住民税の計算においては異なる場合がありますので、詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

自己負担額の2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安など、税金の控除について、総務省の「ふるさと納税ポータルサイト」に紹介されていますので、パンフレットと合わせてご参照下さい。

※ ふるさと納税ポータルサイトのトップページから、ふるさと納税のしくみ > 税金の控除について と進んでいただくことにより、解説を見ることができます。

《給与所得300万円の方が10,000円を寄附した場合のイメージ図》

※所得税の限界税率を10%として計算

●所得税等の確定申告書を提出した場合（（1）の場合）

（計算方法）

所得税等の軽減額

$$(10,000 - 2,000) \times 10\% \times 1.021 = 816 \text{円} \dots \text{ア}$$

住民税の軽減額

$$(10,000 - 2,000) \times 10\% = 800 \text{円} \dots \text{イ}$$

$$(10,000 - 2,000) \times \{90\% - (10\% \times 1.021)\} = 6,384 \text{円} \dots \text{ウ}$$

8,000円（ふるさと応援寄附による軽減額）

適用下限額 2,000円	所得税等の軽減額 ア 816円	住民税の軽減額 イ 800円	住民税の軽減額 ウ 6,384円
-----------------	--------------------	-------------------	---------------------

●ワンストップ特例制度の適用を受けた場合（（2）の場合）

（計算方法）

所得税等の軽減額

無し

住民税の軽減額

$$(10,000 - 2,000) \times 10\% = 800 \text{円} \dots \text{エ}$$

$$(10,000 - 2,000) \times \{90\% - (10\% \times 1.021)\} = 6,384 \text{円} \dots \text{オ}$$

$$6,384 \times (10\% \times 1.021) \div \{90\% - (10\% \times 1.021)\} = 816 \text{円} \dots \text{カ}$$

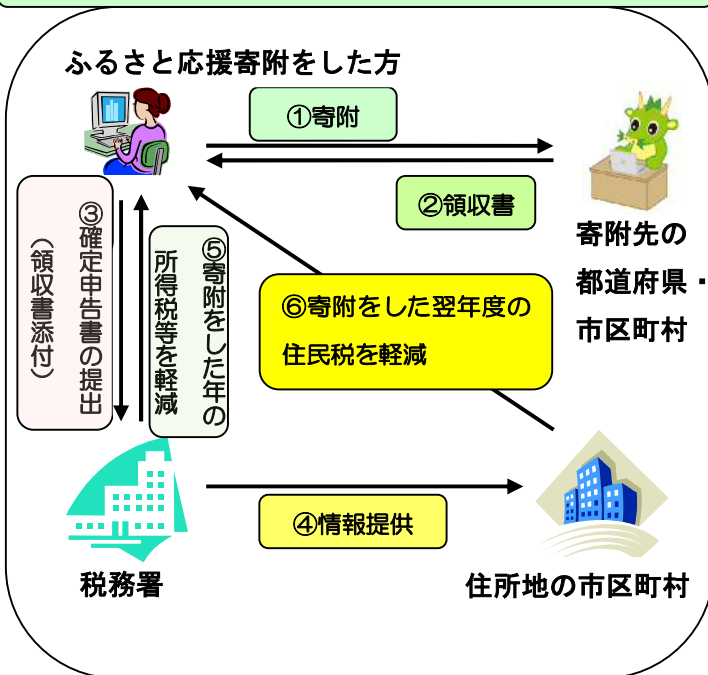
8,000円（ふるさと応援寄附による軽減額）

適用下限額 2,000円	住民税の軽減額 エ 800円	住民税の軽減額 オ 6,384円	住民税の軽減額 カ 816円
-----------------	-------------------	---------------------	-------------------

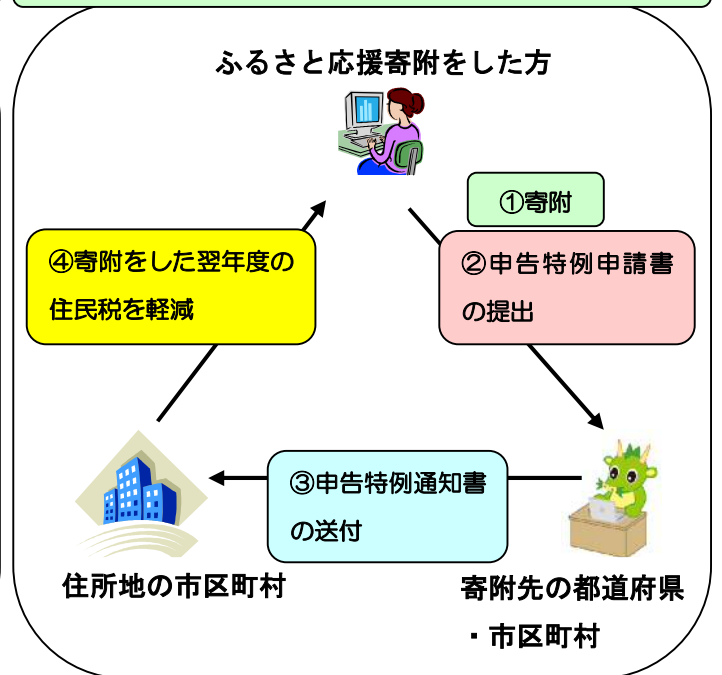
（注）図はイメージですので、各人の所得額や控除額、端数調整などによって、計算結果が異なる場合があります。

（注）所得税等とは、所得税及び復興特別所得税をいいます。

確定申告書を提出した場合



ワンストップ特例制度を利用した場合



ワンストップ特例制度を利用する場合は、申告特例申請書に必要事項をご記入の上、寄附金の納入後に財政課までご郵送いただくか、財政課窓口までご提出ください。また、転居による住所変更など、提出済の申請書の内容に変更が生じる場合は、ふるさと応援寄附をした翌年の1月10日までに、変更届出書をご提出ください。記入の方法は、14ページ以降の記入例をご参照ください。なお、申告特例申請書、変更届出書はパンフレットに添付してあるほか、寄附申出書と同様に、さいたま市ホームページからダウンロードすることができます。

(郵送先) 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
さいたま市財政局財政部財政課 宛

受付の際には、申請書と合わせて本人確認（個人番号確認・身元確認）を行います。以下の1、2のいずれかについて、郵送で提出する場合は写しを同封、直接本市（財政課）に提出する場合は窓口で職員にご提示ください。

1. マイナンバーカード（郵送の場合は表裏両面の写しを同封）
2. 個人番号確認書類（通知カード、個人番号が記載された住民票など）
+ 身元確認書類（免許証、パスポートなど）

控除される額の限度額など、詳しくは、お住まいの市区町村（さいたま市にお住まいの場合は、お住まいの区の課税課）又は税務署にお問い合わせください。また、寄附者が法人の場合、法人税額の算定上、全額損金算入できます。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

5 寄附をしていただいた方へのお礼の品について

寄附をしていただいた方には、さいたま市の魅力を感じられることができるお礼の品をご用意しております。鉄道博物館・大宮盆栽美術館の入館券、うなぎの蒲焼、さいたま市の伝統産業の一つでもある大宮盆栽のほか、公益財団法人さいたま観光国際協会が推奨する「さいたま推奨土産品【※1】」の生産者の方々にご協力をいただくことにより、お礼の品をご用意しております。

別紙のお礼の品一覧から、寄附金額に応じた、好きな品をお選び下さい。

【※1】さいたま推奨土産品につきましては、さいたま観光国際協会のホームページに一覧が掲載されています。(ホームページURL：<http://www.stib.jp/>)

なお、お礼の品につきましては、原則、生産者から直接、寄附をしていただいた方に配送します。その際、寄附をしていただいた方やお礼の品の送付希望先の個人情報(郵便番号、ご住所、お名前、電話番号)について、お礼の品の生産者に報告いたします。

お礼の品の生産者に報告した個人情報は、お礼の品の配送のみに使用し、その他のこと(生産者の商品のPRなど)に使用することはありません。

お礼の品の生産者に個人情報を報告することを承認されない場合につきましては、寄附申出書にある、さいたま市から直接送付が可能な品の中からお選びください。

《参 考》

出典：総務省ふるさと納税ポータルサイト

Q ふるさと納税のお礼の特産品は課税対象になりますか？

A 自治体によっては寄附者へのお礼として特産品を送る場合がありますが、これは一時所得に該当します。これは、ふるさと納税(寄附)が収入(特産品)を得るための支出として扱われず、寄附金控除の対象とされていることに伴うものであり、一時所得は、年間50万円を超える場合に、超えた額について課税対象となります。なお、懸賞や福引きの賞金品、生命保険の一時金や損害保険の満期払戻金なども、一時所得に該当しますのでご注意ください。

※ 一時所得について詳しくは国税庁のホームページをご参照ください。

(1)分野別寄附

	分野	分野概要	各分野に位置づけられている事業の一例	各分野に位置づけられている事業の一例
①	環境・アメニティの分野	環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、環境意識の向上に努めるとともに、市民、事業者、行政が連携しながらそれぞれの役割と責任を果たします。	地球温暖化対策事業 E-KIZUNA Projectなどの実施	地球温暖化対策として、住宅用太陽光発電設備や、省エネ機器の設置を促進します。また、防災拠点施設のエネルギーセキュリティを強化するため、太陽光発電設備及び蓄電池を設置します。 E-KIZUNA Projectなどの実施により、次世代自動車の普及促進を図ります。
②	健康・福祉の分野	未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、家庭や地域社会と連携しながら、子育てのしやすい環境整備を進めます。	小児救急医療事業 産科医等確保支援事業 児童虐待防止対策事業 ナーサリールーム事業 放課後児童健全育成事業 全国障害者スポーツ大会事業	重層的な小児救急医療体制を整備するとともに、新たに小児救急ガイドブックを作成します。 市内の産科医療体制の充実を図るため、分娩取扱機関に対する補助を行います。 児童虐待の発生予防から家族の再統合に至るまでの切れ目のない支援を行います。 待機児童を解消するため、認可外保育施設のうち、市が独自に定めた基準を満たす施設をナーサリールーム・家庭保育室として認定・指定し、運営費を助成します。 待機児童の解消及び保育環境の改善を図るため、放課後児童クラブを整備・運営します。 毎年開催される全国障害者スポーツ大会にさいたま市選手団(選手・役員)を派遣し、障害者スポーツの競技力アップを図るとともに、障害者の社会参加を推進します。
③	教育・文化・スポーツの分野	家庭、学校と地域社会が連携を深めながら、開かれた学校づくりを進め、一人ひとりの個性の尊重を基本として、豊かな人間性と健全な社会性を見につけた次世代を担う子どもを育てていきます。また、地域社会を育てていきます。	チャレンジスクール推進事業 さいたま国際マラソン開催事業 (仮称)岩槻人形博物館整備事業	土曜や放課後等に、地域の方々の参画を得て、子どもたちの自主的な学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進します。 フルマラソンを中心とした市民マラソンと、オリンピック等の女子マラソン代表選考レースを併せた「さいたま国際マラソン」を開催し、市民のスポーツに対する意欲・関心を高め、本市の都市イメージを国内外に発信します。 地域資源である人形文化を保存・伝承するとともに、内外に発信するため、(仮称)岩槻人形博物館を整備します。
④	都市基盤・交通の分野	地域の均衡ある発展のため、既成市街地の再生に取り組み、都市機能の集積・再配置を図るとともに、良好な市街地の形成を進めます。また、公園や街路樹など市街地の緑を創出し、潤いのある都市空間の形成を図ります。	交通バリアフリーの推進 都市公園等整備事業 緑化推進事業 スマイルロード整備事業	バリアフリー基本構想に基づき、市内駅の移動円滑化(バリアフリー化)を推進します。 街区公園等を市内に整備し、市民に憩いの場を提供します。 みどりの保全・創出を図るため、建築物緑化や緑のカーテン事業等を推進し、緑豊かな潤いあるまちを実現します。 沿線住民の要望に基づき、市民生活に身近な生活道路の整備を行います。
⑤	産業・経済の分野	人々が集い、出会い、買い物を楽しめる憩いと賑わいの空間を創出するとともに、時代の変化に対応できるよう商業・サービス業の振興を支援します。また、地域資源を活用しながら、魅力ある観光の振興を図ります。	さいたま市リーディングエッジ企業認証支援事業 戦略的企業誘致の推進 就労支援体制整備事業 中小企業支援事業 産学連携支援 スポーツコミッション事業	技術の獨創性・革新性に優れた市内研究開発型企業を「さいたま市リーディングエッジ企業」として認証し、PRや支援を実施します。 財政基盤の強化、雇用機会の創出及び地域経済の活性化を図るため、戦略的企業誘致活動を推進します。 市民の就労促進や、市内の雇用活性化を図るため、ワークステーションさいたま(さいたま市ふるさとハローワーク)を中心に、国との連携による就職支援を実施します。 中小企業の経営基盤強化、創業の促進による新事業の創出など、市内中小企業への支援を行います。 産学連携支援センター埼玉を中心として、市内企業と大学等の産学連携を支援します。 新たな交流人口を増やすため、さいたまスポーツコミッションと連携し、各種のスポーツイベントや大会を誘致・運営支援します。
⑥	安全・生活基盤の分野	市民の生命と財産を守るため、建築物の不燃化・耐震化、治水対策の推進など、災害に強い都市づくりを進めるとともに、市民活動と連携しながら消防・防災体制の充実を図ります。	自主防災組織強化・育成事業 防犯対策事業 交通安全施設設置及び維持管理事業	自主防災組織の結成促進、育成強化を図るため、支援を行うとともに、地域防災の担い手を育成します。 地域防犯活動を推進し、安全、安心な住みよい地域社会を実現します。 交通事故防止を図るため、公衆街路灯、道路反射鏡等を設置します。
⑦	交流・コミュニティの分野	コンベンション機能や情報発信機能など、広域的な交流機能を充実するとともに、産業・経済、文化、スポーツなど幅広い分野で、国内外との交流を進めます。地域におけるまつり、イベントの開催や世代間の交流などを進め、ふれあいのある地域社会を築きます。	男女共同参画推進事業	第3次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランに基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

(2)基金別寄附

No.	基金名	所管課名	電話番号 FAX番号	概要等
⑧	リサイクル基金	環境局 廃棄物対策課	048-829-1336 048-829-1991	ごみの減量及び資源の有効利用の推進のために活用する基金です。
⑨	ふれあい福祉基金	保健福祉局 福祉総務課	048-829-1254 048-829-1961	社会福祉事業の推進のために活用する基金です。
⑩	文化芸術都市創造基金	スポーツ文化局 文化振興課	048-829-1226 048-829-1996	文化芸術都市の創造に関する施策の推進のために活用する基金です。
⑪	都市開発基金	都市局 都市総務課	048-829-1393 048-829-1979	市街地再開発事業及び都市施設整備のために活用する基金です。
⑫	高速鉄道東京7号線整備基金	都市戦略本部 東部地域・鉄道戦略部	048-829-1871 048-829-1997	高速鉄道東京7号線の整備促進のために活用する基金です。
⑬	庁舎整備基金	都市戦略本部 都市経営戦略部	048-829-1035 048-829-1997	本庁舎又は区役所庁舎の整備のために活用する基金です。
⑭	市民活動及び協働の推進基金	市民局 市民協働推進課	048-813-6403 048-887-0164	市民の皆さんが自主的に地域の課題解決に取り組む活動に活用する基金です。 ※一般寄附金(さいたま市の市民活動全般を応援する寄附金)と団体希望寄附金(基金に登録している市民活動団体を選んで応援する寄附金)の2種類がございます。詳細につきましては、市民協働推進課にお問い合わせください。
⑮	スポーツ振興基金	スポーツ文化局 スポーツ振興課	048-829-1058 048-829-1996	スポーツ振興に関する施策の推進のために活用する基金です。

さいたま市「ふるさと応援」寄附をよろしくお願ひします。



さいたま市PRキャラクター
つなが竜スウ

さいたま市ふるさと応援寄附

検索



平成30年4月現在

財政局財政部財政課
電話：048(829)1155
FAX：048(829)1974